

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
(公印省略)

見積依頼書

- | | |
|-------|--|
| 1 件名 | 木津川総管イベント傷害保険 |
| 2 場所 | 三重県名張市下比奈知2811-2 独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所 |
| 3 期間 | 契約締結の翌日 から 令和9年3月31日まで |
| 4 内容等 | 別添、仕様書等のおとり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積書等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和8年6月9日 14:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
FAX 0595-64-8964 |
| 5) 担当者 | 総務課 中岡 |
| 6) 質問書提出期限 | 令和8年6月4日 14:00 まで
※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年6月10日 14:00までとします。 |
| 8) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見積結果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 4 その他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額とします。
2) 請負代金の支払いについては、申込み時または履行確認後の一括払いとなります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のおとりとします。 |

木津川総管イベント傷害保険 仕様書

1 件 名

木津川総管イベント傷害保険

2 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所（以下、「機構」という。）
- (2) 被保険者 機構が主催等するイベント・レクリエーションの参加者

3 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、1年契約の場合は、上記をもって解約手続きを行うものとする。

4 保険の種類

機構が主催等するイベント・レクリエーションに参加する者のケガ、死亡に対応する保険（普通傷害保険・レクリエーション特約付帯）

5 保険金額

1名あたり

死亡・後遺障害 700万円

入院保険金日額 3,000円

通院保険金日額 2,000円

6 対象イベント参加者数等

別紙のとおり。

ただし、本資料は現時点での想定であり、追加変更等があり得るものとし、その場合は設計変更の対象とする。

7 その他の事項

- (1) 保険約款に基づき、開催日数及び参加人数等に係る精算を行うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は、契約後疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議して決定するものとする。

以上

件名:木津川総管イベント傷害保険

回数	開催場所	被保険者数 (想定)	開催日 (予定)	乗船の有無	備考
1	高山ダム	20	R8.7月頃	無	
2	高山ダム	20	R8.7月頃	無	
3	高山ダム	20	R8.8月頃	無	
4	高山ダム	20	R8.8月頃	無	
5	高山ダム	40	R8.11月頃	無	
6	高山ダム	40	R8.11月頃	無	
7	高山ダム	10	R9.3月頃	無	
8	高山ダム	10	R9.3月頃	無	
9	青蓮寺ダム	30	R8.7月頃	無	
10	青蓮寺ダム	40	R8.8月頃	無	
11	青蓮寺ダム	30	R8.8月頃	無	
12	青蓮寺ダム	30	R8.8月頃	無	
13	布目ダム	150	R8.8月頃	無	
14	布目ダム	50	R8.7月頃	無	
15	布目ダム	150	R8.8月頃	無	
16	布目ダム	50	R8.7月頃	無	
17	比奈知ダム	100	R8.8月頃	無	
18	川上ダム	250	R8.6月頃	無	
19	川上ダム	200	R8.9月頃	有	湖面体験
20	川上ダム	200	R8.9月頃	無	堤内見学
	計	1,460			

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信 (FAX) した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信 (FAX) する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信 (FAX) していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年6月2日に交付された「木津川総管イベント傷害保険」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。